

平成19年6月1日

九州財務局

高鍋信用金庫に対する行政処分について

1. 高鍋信用金庫（本店：宮崎県高鍋町）については、営業店において発生した預金等の着服・流用の不祥事件に関し、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第24条第1項の規定に基づく当金庫からの報告によると、複数の不祥事件が発生しているほか、これらについて経営陣等が不祥事件を適正に処理せず、法令上義務付けられている当局への届出を怠るなど、当金庫の法令等遵守態勢及び経営管理態勢に重大な問題があると認められた。
2. このため、本日、同金庫に対し、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

- (1) 法令等遵守態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。
 - ① 法令等遵守にかかる経営責任の明確化
 - ② 理事会及び監事会の機能強化による経営管理態勢の確立（経営監視・牽制を含む。）
 - ③ 全金庫的な法令等遵守態勢の確立（役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を含む。）
 - ④ 不祥事件発覚後の適切な対応及び不祥事件発生防止にかかる規程等の整備
 - ⑤ 営業店及び本部における厳正な事務処理の徹底及び相互牽制機能の抜本的な見直し
 - ⑥ 監事機能及び内部監査の抜本的な見直しと充実・強化（監査態勢等の充実・強化を含む。）
 - ⑦ 人事管理の適正な実施
 - ⑧ 内部管理態勢の強化策の実施状況について、第三者機関による検証と評価
- (2) 上記（1）に関する改善計画を平成19年7月2日（月）までに提出し、以後、改善計画の実施完了までの間、その実施状況を平成19年12月までは毎月、以降、3ヶ月ごとに報告すること。

連絡・問い合わせ先

九州財務局理財部金融監督第二課

電話 096-353-6351（内線 3210・3211）

九州財務局宮崎財務事務所理財課

電話 0985-22-7101（内線 31）